

ポテチの美味しい食べ方



最近、食欲が止まりません。ジョギングをしているので体重は平行線なのですが、ご飯を大盛りにしたたり、お菓子を間食したりしています。

これまで、特にポテチの美味しい食べ方を追求していたわけではなかったのですが、ついに気づいてしまいました。日付が変わってから深夜に食べるポテチが一番おいしいです。間違いありません。子どもの頃より、寝る前にもものを食べない方がよいと躾けられてきましたので、そのお約束を破ることの罪悪感がポテチをより一層おいしく感じさせるのです。

皆さまも試してみてください。普段、健康に気をつけている人ほど効果があると思います。

動画データの提出

裁判所に提出する証拠のほとんどは書面です。契約書や借用書などです。

これに対し、録音データや動画データを証拠として提出することもあります。ドライブレコーダーや防犯カメラなどです。これらを提出する際、裁判所からはなるべくUSBメモリーで提出するようお願いされます。SDカードだと特別な機器を使用しなければならず面倒なようです。

離婚後共同親権

令和6年5月に民法が改正され、離婚後の共同親権が新たに導入されることとなりました。

これまでは、離婚の際には「一方を」親権者と定めなければなりませんでした。今後は、「双方又は一方を」親権者と定めます。必ず共同親権となるのではなく、親が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあったり、夫婦間で暴力があったりした場合には、裁判所が単独親権と判断する可能性もあります。

また、養育費が未払いの場合には、調停を申し立てて調停調書（または審判書）を作成してもらい、この書面に基づいて給与等を差押えする必要がありました。これに対し、今後は、調停等を経ることなく、いきなり差押えができるようになります。

改正法が施行されるようになるのは今後2年以内ですので、遅くとも令和8年には共同親権の制度の運用が開始されます。細かい取り決めについては、当事者や裁判所が試行錯誤しながら固まっていくものと思われます。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設